

○国家公安委員会規則第二号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百八十七号）第四条第二号の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日

国家公安委員会委員長 武田 良太

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和三十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(令第四条の国家公安委員会規則で定める算定方法)</p> <p>第十三条 令第四条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあつては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあつては、当該給付等が行われるべき事由が生じた時から当該給付等を受けるべき時までのその事由が生じた時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。</p> <p>〔2 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(令第四条の国家公安委員会規則で定める算定方法)</p> <p>第十三条 令第四条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあつては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあつては、当該給付等が行われるべき事由が生じた時から当該給付等を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

第一条 この規則は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第二条 施行日前に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十三条第一項の当該給付等が行われるべき事由が生じた場合におけるその算定に用いる法定利率については、なお従前の例による。